

料金表①

みどりデイサービスセンター

1. 通所介護サービス利用料金（1日あたり）※要介護1～5の認定を受けている方

要介護等の区分	利用時間	サービス料金	利用者負担額（1割）
要介護1	2～3時間	2,772円	278円
	3～4時間	3,779円	378円
	4～5時間	3,964円	397円
	5～6時間	5,823円	583円
	6～7時間	5,966円	597円
	7～8時間	6,726円	673円
	8～9時間	6,839円	684円
要介護2	2～3時間	3,173円	318円
	3～4時間	4,323円	433円
	4～5時間	4,539円	454円
	5～6時間	6,880円	688円
	6～7時間	7,045円	705円
	7～8時間	7,938円	794円
	8～9時間	8,082円	809円
要介護3	2～3時間	3,594円	360円
	3～4時間	4,898円	490円
	4～5時間	5,135円	514円
	5～6時間	7,938円	794円
	6～7時間	8,133円	814円
	7～8時間	9,201円	921円
	8～9時間	9,355円	936円
要介護4	2～3時間	4,055円	401円
	3～4時間	5,443円	545円
	4～5時間	5,720円	572円
	5～6時間	8,996円	900円
	6～7時間	9,212円	922円
	7～8時間	10,454円	1,046円
	8～9時間	10,639円	1,064円
要介護5	2～3時間	4,416円	442円
	3～4時間	6,007円	601円
	4～5時間	6,305円	631円
	5～6時間	10,054円	1,006円
	6～7時間	10,300円	1,030円
	7～8時間	11,728円	1,173円
	8～9時間	11,933円	1,194円

※ 料金表は自己負担が1割の場合。所得に応じて2割または3割になる場合がございますでお手元の「介護保険負担割合証」をご確認ください。介護保険での単位数での計算上、端数等の関係により若干の誤差が生じる場合があります。

- 上記の利用料金以外に下記の金額が自己負担額として加算されます。

入浴介助加算 I	41 円 (1日につき)
事業者が送迎を行わない場合	- 49 円 (片道につき)
介護職員処遇改善加算 I	1 か月のサービス利用料合計の 5.9% (介護保険外サービスを除く)
介護職員等特定処遇改善加算 I	1 か月のサービス利用料合計の 1.2% (介護保険外サービスを除く)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 か月のサービス利用料合計の 1.1% (介護保険外サービスを除く)

2. その他の料金 (介護保険対象外)

昼食代 (食材料費及び調理費)	500 円	
オムツ代 (施設の物を使用された場合)	テープ止め	130 円
	リハビリパンツ	180 円
	フラット	80 円
	尿とりパッド	50 円
散髪 (月 2 回 訪問美容師が実施しております)	2,000 円	

- 尚、以上の他ご利用者の希望により、身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用は自己負担となります。

料金表②

みどりデイサービスセンター

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付型通所サービス利用料金（1ヶ月あたり）※要支援1・2の認定を受けている方

要支援の区分	サービス料金	利用者負担額（1割）
要支援1 事業対象者	17,171円	1,718円
要支援2 要支援2相当の事業対象者	35,205円	3,521円

※ 料金表は自己負担が1割の場合。所得に応じて2割または3割になる場合がございますのでお手元の「介護保険負担割合証」をご確認ください。介護保険での単位数での計算上、端数等の関係により若干の誤差が生じる場合があります。

※ 要支援者および総合事業対象者へのサービス提供時間は6～7時間です。

■ 上記の利用料金以外に下記の金額が自己負担額として加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	1か月のサービス利用料合計の5.9% (介護保険外サービスを除く)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1か月のサービス利用料合計の1.2% (介護保険外サービスを除く)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月のサービス利用料合計の1.1% (介護保険外サービスを除く)

2. その他の料金（介護保険対象外）

昼食代（食材料費及び調理費）	500円	
オムツ代 (施設の物を使用された場合)	テープ止め	130円
	リハビリパンツ	180円
	フラット	80円
	尿とりパッド	50円
散髪 (月2回 訪問美容師が実施しております)	2,000円	

● 尚、以上の他ご利用者の希望により、身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用は自己負担となります。